

令和2年2月10日

答 申 書

京都市長 門 川 大 作 様

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 瀧 本



令和2年2月10日付けで諮問のありました令和2年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を61万円から63万円に、
介護納付金賦課額の賦課限度額を16万円から17万円に改定することは、
適当であると認める。

あわせて、保険者として京都市は、別記の付帯意見について、誠実に
実施されるよう要望する。

付 帯 意 見

1 事業運営に対する丁寧な説明について

1人当たり医療費が増加傾向にあることから、国民健康保険の財政運営はますます厳しくなることが見込まれる。

京都市では、国民健康保険事業に一般会計から多額の繰入を行っている現状にあることから、事業運営に当たっては、広く市民の理解を得られるよう努められたい。

2 国に対する要望について

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなったが、国保が抱える構造的な問題は解決されていない。国民皆保険を支える重要な柱である国保制度を将来にわたって安定したものとするためには国の責任は重大である。

したがって、京都市は、国保の抱える構造的問題を解決し、市町村や被保険者の負担がこれ以上増大することがないように、国に強く要求すべきである。